

第百五十六回国 参議院内閣委員会会議録第二十一号

平成十五年七月二十二日(火曜日)

午後零時二十一分開会

委員の異動

七月十七日

辞任

西銘順志郎君

山下 善彦君

松井 孝治君

高野 博師君

畑野 君枝君

吉川 春子君

七月十八日

辞任

桜井 新君

野間 越君

山崎 正昭君

榛葉賀津也君

吉岡 吉典君

七月二十二日

辞任

竹山 裕君

白浜 一良君

補欠選任

野間 越君

桜井 新君

榛葉賀津也君

山口那津男君

小林美恵子君

吉岡 吉典君

補欠選任

山下 善彦君

西銘順志郎君

愛知 治郎君

松井 孝治君

吉川 春子君

補欠選任

椎名 一保君

沢 たまき君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

小川 敏夫君

亀井 郁夫君

森下 博之君

山下 善彦君

長谷川 清君

吉川 春子君

阿南 一成君

愛知 治郎君

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

衆議院議員

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○少子化社会対策基本法案(衆議院提出)

○委員長(小川敏夫君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日まで、高野博師君、畑野君枝さん、山崎正昭君、白浜一良君及び竹山裕君が委員を辞任さ

れ、その補欠として山口那津男君、小林美恵子さん、愛知治郎君、沢たまきさん及び椎名一保君が選任されました。

○委員長(小川敏夫君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に山下善彦君及び吉川春子さんを指名いたします。

○委員長(小川敏夫君) 少子化社会対策基本法案を議題といたします。

国務大臣 国務大臣 内閣官房長官

事務局側 常任委員会専門 員 鳩谷 潤君

国務大臣 福田 康夫君

国務大臣 中山 太郎君

国務大臣 荒井 広幸君

国務大臣 西川 京子君

国務大臣 井上 喜一君

国務大臣 五島 正規君

国務大臣 肥田美代子君

国務大臣 近藤 基彦君

国務大臣 福田 康夫君

国務大臣 鳩谷 潤君

国務大臣 中山 太郎君

国務大臣 荒井 広幸君

国務大臣 西川 京子君

国務大臣 井上 喜一君

国務大臣 五島 正規君

○委員長(小川敏夫君) 私、日本共産党を代表して、少子化社会基本法案に対し、修正の動議を提出いたします。修正案は、お手元に配付されている案文のとおりです。

これより、その趣旨を御説明いたします。

少子化の現状は、日本の、日本社会の未来にかかわる重要な課題です。長時間過密労働、派遣、パート、有期雇用の拡大、低賃金と雇用の流動化など、事態の進行は、子供を産み育てたいと考える人々にとって大きな障害になっています。少子化社会を克服していくためには、男女平等を進め、男女とも働きやすく、家族的責任を負い、子

供を産み育てやすい社会にいくことが不可欠です。

その対策の上で、女子差別撤廃条約第十六条で規定され、カイロ人口会議や第四回世界女性会議で具体化合意され、日本政府も受け入れているリプロダクティブヘルス・ライツの考えに立って、結婚や出産について国家の介入を排し、個人の自己決定権が保障されなくてはなりません。

我が党は、こうした立場から、以下の修正案を提案いたします。

第一は、第一条の目的に少子化社会を克服する旨を加え、法律の目的が少子化社会の克服にあるということを確認にしています。

第二は、第二条の施策の基本原理に第二項を起し、少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならない旨の条文を加え、結婚や出産における当事者の自己決定権を明確にしています。

以上が修正案の提案理由とその内容です。委員各位の御賛同をお願いいたしまして、修正案の趣旨説明を終わります。

○委員長(小川敏夫君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、吉川春子さん提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 少数と認めます。よって、吉川さん提出の修正案は否決されました。

次に、原案全部の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小川敏夫君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長谷川清君から発言を求められておりますので、これを許します。長谷川清君。

○長谷川清君 私は、ただいま可決されました少子化社会対策基本法案に対し、自由民主党・保守新党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

少子化社会対策基本法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、平成十三年六月二十二日の本院「少子化対策推進に関する決議」を踏まえ、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、少子化に対処するための施策を推進するに当たっては、結婚、出産や子育て、家族に関する国民の多様な価値観及び当事者の意思を尊重するとともに、子どもを有しない者の人格が侵害されることのないように、また、婚外子がいかなる差別も受けることのないように十分配慮すること。

二、子どもは次代の社会の担い手であり、子育てについては父母が第一義的責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てる者の経済的、精神的その他の負担及び不安の軽減に資する施策の充実に努めること。

三、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、女性の生涯を通じて身体的、精神的及び社会的な健康に関わる総合的な施策を展開するとともに、これらの行動計画及び行動綱領の正しい知識の普及に努めること。また、結婚や出産は愛情、信頼及び責任を紐帯とする男女の自由な意思に委ねられるべきものであることについて、啓発及び教育活動を強化すること。

四、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるようになるための取組に関し、事業主がその責務を十分に果たすことができるよう、育児休業制度等の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進その他の雇用環境の整備のための施策に万全を期すること。

五、保育サービス等の充実に努めるに当たっては、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育のほか、障害児保育の体制の整備のための施策を講ずること。

六、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等の施策を講ずるに当たっては、不妊である者にとって心理的な負担になることのないよう配慮すること。また、生殖補助医療については、医学的見地のみならず、法的、倫理的、社会学的見地等を含め、多角的な見地から検討すべきこと。

七、望まない妊娠や性感染症の予防等に関する適切な啓蒙、相談等の取組を図ること。

八、少子化に対処するための対策の一環としてのゆとりのある教育は、父母をはじめ保護者の心理的な負担を軽減するためのものであって、子どもの学習意欲や向学心の低下を招くものであってはならない。したがって、ゆとりのある学校教育の実現を図るための施策は、国際化時代の我が国の将来を担う子どもに基礎的・基本的知識を確実に習得させ、また、それぞれの能力を最大限に伸ばし、かつ、豊かな人間性や社会性及び生きる力を育むことを助長することを旨として策定し、実施すること。

九、出産を望みながらも精神的、経済的負担に悩む妊産婦に対する相談等の支援の充実に努めること。

十、教育及び啓発の推進に当たっては、児童虐待、いじめ、犯罪又は様々な差別から子どもを守る視点からの取組を推進すること。

十一、少子化の進行に適切に対処するための施策を総合的に推進するため、結婚相談事業に対する支援を含む各般にわたる制度の充実、必要な予算の確保等に努めるとともに、少子化の諸要因とその対応策についての調査研究を一層推進し、その結果を施策に反映させること。

十二、少子化対策においては、子どもが安心して成長できる環境をつくることが重要であり、そのため、国及び地方公共団体は、青少年が健全に育成できる良好な社会環境の整備を図られるように十分配慮すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(小川敏夫君) ただいま長谷川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(小川敏夫君) 全会一致と認めます。

よって、長谷川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

福田内閣官房長官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。福田内閣官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしましても十分にその趣旨を尊重し努力してまいります。

○委員長(小川敏夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小川敏夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会

(参照)

少子化社会対策基本法案に対する修正案

少子化社会対策基本法案の一部を次のように修正する。

第一条中「もって」の下に「少子化社会を克服し」を加える。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 少子化に対処するための施策は、結婚及び出産は個人の決定に基づくものであることを前提として講ぜられなければならない。

七月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願(第三三二六号)

一、高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願(第三三三〇号)

第三三二六号 平成十五年七月八日受理

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案の早期成立による慰安婦問題の解決に関する請願

請願者 さいたま市太田窪四ノ四ノ三〇

紹介議員 大迫憲三 外九千七百七十八名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七七六号と同じである。

第三三三〇号 平成十五年七月十一日受理

高速道路二輪車二人乗り規制撤廃に関する請願

請願者 東京都板橋区小豆沢一ノ一五ノ七

九名

紹介議員 森本 晃司君

この請願の趣旨は、第三二七号と同じである。